

田辺市周辺衛生施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

制定 令和5年2月27日 条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、田辺市周辺衛生施設組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（個人情報の保護）

第2条 個人情報等の保護については、田辺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年田辺市条例第32号）の例による。この場合において、同条例第45条第1項中「田辺市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年田辺市条例第17号）第2条に規定する田辺市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項に規定する機関」と読み替えて適用するものとする。

（委任）

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。